

特定活動（卒業後も就職活動継続を希望する留学生の在留資格）に関する

誓約書

私は「継続就職活動の為の特定活動」の在留資格変更許可申請を手続きするにあたり、以下のルールを厳守することを誓約いたします。

1. 在留資格変更後、速やかに嘉悦大学学生支援センターへ在留カードに関する情報を提供し、就職活動の状況について定期的に報告いたします。
2. 大学からの連絡には速やかに対応し、住所や電話番号を変更する際、帰国する際は必ず大学へ報告いたします。
3. アルバイトなどの資格外活動を行う場合は、必ず資格外活動許可証を申請し、許可された範囲内（週 28 時間以内）で行います。
4. 就職先が決定したら速やかに嘉悦大学学生支援センターへ報告し、就労の為の在留資格変更許可申請を行います。

以上

氏名 _____

年 月 日